

気いつけや情報(Vol.53)

悪質な点検商法のトラブルが増加しています!!

大阪府警察本部生活安全部から【悪質な点検商法のトラブル増加と対処方法】についてお知らせが入りましたので、店舗・営業所にも周知徹底していただき未然防止に努めていただくようお願いいたします。

【大阪府警察本部生活安全部生活経済課からの

企業や事業者に対する悪質な点検商法への対処方法について(お願い文抜粋)】

最近、大阪府下の企業や事業者と、分電盤清掃や消火器点検等に来た業者とのトラブル事案が増加しております。これらトラブルの原因は、訪問目的や署名を求められた契約書面の確認不足が多く、特定商取引に関する法律第26条の営業のため若しくは営業として締結する場合、業者間における商取引に該当することから、同法に基づくクーリング・オフの適用外となります。自主防犯対策に関して、別添チラシの「悪質な点検商法に注意してください」チラシや下記の注意事項を参考にいただければ幸いに存じます。

- 1 契約している点検業者名や直近の点検実施日を明確にしておき、契約していない点検業者が訪問してきた場合は、その場ではっきりと拒否する。
- 2 責任者が対応する。
- 3 相手が差し出す書類には、安易に署名や押印せずに内容を十分に確認する。

【連絡先】大阪府警察本部生活安全部 生活経済課指導係

☎ 06-6943-1234 内線33661

悪質な点検商法に注意してください

最近、大阪府下の企業や事業者で、分電盤清掃や消火器点検等に来た業者とのトラブル事案が増加しています。これらは、業者間における商取引で、特定商取引に関する法律のクーリング・オフの適用を受けません。

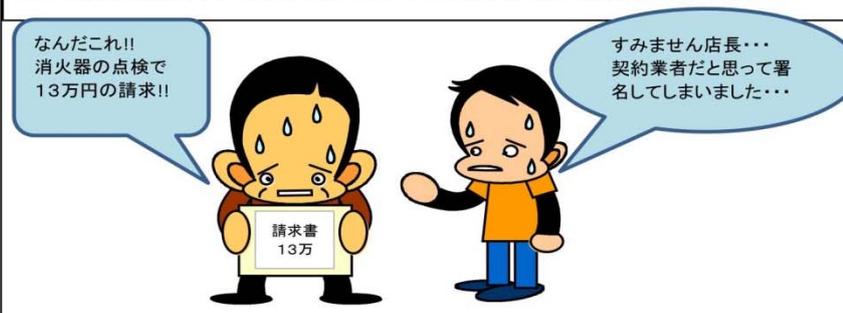
以前からの取引業者を装ったり、無料点検をするといった内容のアポイント電話があります



点検書類と称して、契約書に署名を求めてきます。書類はきちんと内容を確認し、安易に署名はしないでください



書面の内容を確認せずに署名してしまうと、後で高額な料金を請求されることになります



業者間での契約で特商法は適用されず、クーリング・オフはできません!!



大阪府警察

点検業者の手口

- 「〇〇の部署へ連絡する様言われたので来ました」等と出入の点検業者を装う
- 曖昧な承諾であっても、その時点で素早く消火器を集め出す
- 「預かり書」などと言って、内容を説明せず、契約書に署名や押印を求める

トラブル防止のポイント

- その場ではっきりと点検を拒否する
- 責任者が対応する
- 口頭での安易な返事は慎み、相手が差し出す書類には安易に署名や押印せず、内容を十分に確認する

被害の防止事例

- 「消火器の点検にきました」と受付に来たことから、「指定業者がある」ときっぱりと答えると帰っていった
- 従業員より総務課に「業者が消火器の点検に来た」と連絡があり、担当者が業者に「こちらから依頼しましたか」と質問すると帰っていった

対策

- 受付や休日の守衛室、電話の代表窓口担当者やアルバイト店員等には「契約している点検業者名(社名・担当者)」「直近の点検実施日」を明確にしておき、契約していない点検業者は受付で断る
- 相手業者から書類に署名を求められた際は、書類内容をしっかり確認する
- 一人が署名を断っても、別の従業員に声をかけ署名をさせる業者もいるので、全従業員に周知徹底する

業者の中には、大手点検メーカーと思わせる紛らわしい社名を名乗るケースもあり、最近では、個人企業だけでなく、金融機関やスポーツ施設、大手企業等もその対象となっています。このような悪質業者がいることを念頭において頂き

- 安易に訪問を了承しない
- 安易に事業所内に立ち入らせない
- 内容を確認せず、書類等に署名しない
- 「契約を取るために営業にきたのですか」等とはっきりと訪問目的を確認する

ということを担当者はもとより、アルバイト店員を含む全従業員に対し注意喚起をおこなってください。訪問業者の身分を確認すると共に、不明な点があれば、曖昧なままにせず、しっかり内容を確認し、被害の未然防止に努めていただきますようお願い申し上げます。